

平成 22 年度「認定実務実習指導薬剤師」養成ワークショップ実施要綱

1. 開催の目的

「認定実務実習指導薬剤師」養成ワークショップ（以下「WS」という。）は、平成 22 年度から開始される薬学生長期実務実習の指導者として相応しい薬剤師を養成することを目的として開催する。

2. WS 実施主催者

WS 実施主催者は、都道府県薬剤師会、都道府県病院薬剤師会、日本薬学会、薬学教育協議会、薬学部を設置する大学及び薬科大学等とし、財団法人日本薬剤師研修センター（以下「薬剤師研修センター」とする。）を共同主催者とする。

3. 対象者

対象者は、原則、十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っているほか、学生に対する実習指導に情熱を持っている等、認定実務実習指導薬剤師となるための基本的素養を有する者であって、薬剤師研修センターがとりまとめた「実務実習指導薬剤師養成研修検討委員会報告書」（平成 17 年 3 月 25 日）に記す応募資格に該当する者とする。

また、薬学部を設置する大学及び薬科大学等の教員についても、参加を妨げるものではない。

4. 開催および運営方法

WS は 2 日間の WS 形式（参加者主体の体験型研修形式）とし、具体的な運営及び実施の方法は、ワークショップ委員会が定める。

5. 計画の申請等

WS を開催しようとする者は、開催の 3 ヶ月前までに当該地区の病院・薬局実務実習調整機構を通じて薬剤師研修センターに計画を申請する。

6. 共同主催の申請

WS 実施主催者は、開催の 3 週間前までに、薬剤師研修センターに、所定の申請料の振込明細の写しを添えて共同主催の申請を行う。

7. 修了証の発行等

薬剤師研修センターは、WS を修了した者に対して修了証を発行する。この修了証は、「認定実務実習指導薬剤師」の認定申請を行う際に必要なものである。

本要綱は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

本要綱の改正は、ワークショップ委員会の議決により行う。